

入浴機器購入仕様書

1. 目的

本仕様書の目的は、特別養護老人ホームケアプラザたま（介護老人福祉施設）における介護業務の質の向上および職員の身体的・精神的負担軽減を目的として、東京都令和7年度次世代介護機器導入促進支援事業に基づき実施する業務改善の一環として導入する入浴介助用機器について、その仕様および納入条件を定めることである。

本事業においては、入浴介助等の身体的負荷が大きく、事故リスクの高い業務を対象とし、既存の浴室設備および業務フローを前提として、現場職員が日常業務の中で継続的に使用できる機器の導入を目的とする。

そのため、本仕様書に基づき導入する機器は、新たな大規模改修や運用変更を伴うことなく、現行の介護業務に円滑に組み込むことが可能であり、職員が過度な追加教育や複雑な操作習得を要することなく、従来からの経験を活かして使用できることを前提条件とする。

2. 発注者および納入場所

（1）発注者

社会福祉法人蓬莱会

（2）納入場所

東京都多摩市永山3丁目12番2

社会福祉法人蓬莱会

特別養護老人ホームケアプラザたま（介護老人福祉施設）

3. 調達対象機器及び数量

本仕様書に基づき調達する入浴機器は、次のとおりとする。

（1）リフト付きシャワーキャリー

階	ユニット名	製造業者	品名	形式・規格	数量
2	あやめ	株式会社いうら	リフト付きシャワーキャリー	LS-500	1式
2	菫	株式会社いうら	リフト付きシャワーキャリー	LS-310	1式
2	菖蒲	株式会社いうら	リフト付きシャワーキャリー	LS-310	1式
3	藤	株式会社いうら	リフト付きシャワーキャリー	LS-310	1式

入浴機器購入仕様書

3	山茶花	株式会社いうら	リフト付きシャワーキャリー	LS-500	1 式
				合計	5 式

(2) 既存設備との適合および付帯設備

本事業において導入するリフト付きシャワーキャリー3 台は、既存浴槽との適合性が確認されているため、専用浴槽の新規導入は行わないものとする。ただし、リフト付きシャワーキャリーの調達にあたっては、既存浴槽との適合性および安全な使用が確保される仕様であること。

あやめユニット、山茶花ユニットについては、導入するリフト付きシャワーキャリーの仕様上、既存浴槽との物理的な適合性が確保できないため、当該機器の使用に適した専用浴槽をあわせて導入するものとする。

階	ユニット名	製造業者	品名	形式・規格	数量
2	菫	株式会社いうら	収納レール（左仕様）	LTC-100L	1 式
2	菖蒲	株式会社いうら	収納レール（左仕様）	LTC-100L	1 式
3	藤	株式会社いうら	収納レール（左仕様）	LTC-100L	1 式
2	あやめ	株式会社いうら	リフト付きシャワーキャリー 専用バスタブ	LB-170	1 式
3	山茶花	株式会社いうら	リフト付きシャワーキャリー 専用バスタブ	LB-170	1 式
				合計	2 式

4. 機器構成および使用条件

本仕様書に基づき導入するリフト付きシャワーキャリー5 台のうち、3 台については既存浴槽を使用することを前提とする。

この場合、既存浴槽を使用する3 台については既存浴槽の構造および設置環境に応じて、リフト付きシャワーキャリーを安全かつ円滑に運用するために必要となる収納レール等の付帯設備を設置するものとする。

一方、残る2 台については、現行のシャワーキャリーと既存浴槽との物理的なサイズ適合性の問題から、当該機器の使用に適した専用浴槽への更新を前提とする。

前記対応はいずれも、入浴介助業務の安全性確保および円滑な運用を目的として実施するものである。

5. 機器および製造業者の統一に関する条件

入浴機器購入仕様書

本仕様書に基づき導入するリフト付きシャワーキャリーと組み合わせて使用する専用浴槽については、使用時の操作性の統一および保守・メンテナンス体制の確保の観点から、同一製造業者の製品とすること。

6. 設置および施工条件

-
- (1) 機器の搬入、設置および据付作業にあたっては、既存の建物、浴室設備および周辺機器に損傷を与えないよう、十分な養生および安全対策を講じること。
 - (2) 既存浴槽を使用する前提のもと、収納レール等の付帯設備を設置する場合には、既存浴室の構造および利用動線を踏まえ、入浴介助業務に支障が生じないよう施工計画を立案すること。
 - (3) 専用バスタブの導入を伴う箇所については、既存浴室の構造および利用動線を踏まえ、入浴介助業務に支障が生じないよう施工計画を立案すること。なお、当該施工に伴い発生する作業および費用については、補助対象部分と補助対象外部分の区分が明確となるよう、内訳書において整理すること。
 - (4) 設置作業により入浴設備の一時的な使用制限が生じる場合は、事前に発注者と協議のうえ、作業日程および手順を調整すること。
 - (5) 受注者は、施工に先立ち、機器の納品計画および作業工程表を作成し、発注者の承認を得ること。
 - (6) 設置完了後は、各機器について正常に動作することを確認し、発注者の確認をもって引渡しを行うこと。

7. 業務範囲および費用の包含

本仕様書に基づく見積金額および契約金額には、補助対象部分および補助対象外部分を含む契約上の総額の範囲において、リフト付きシャワーキャリーを使用可能な状態で引き渡すために必要な搬入、設置、据付、動作確認および操作説明等の作業を含むものとする。

- (1) リフト付きシャワーキャリー本体および当該機器の使用に必要な付属品一式
 - (2) 機器本体の搬入、設置、据付および動作確認に要する作業
 - (3) 設置完了後の検収対応
 - (4) 当該機器を使用する職員に対する操作説明および使用方法の指導
 - (5) 前各号の作業に伴う養生および安全対策
- ※ 前各号に掲げる作業は、機器を使用可能な状態で引き渡すために必要な業務として実施するものであり、補助対象に該当するか否かは、次条の定めによる。

8. 補助対象部分および補助対象外部分の取扱い

入浴機器購入仕様書

本仕様書に基づき導入する機器のうち、東京都令和 7 年度次世代介護機器導入促進支援事業における補助対象となる金額は、内示書に記載された「リフト付きシャワーキャリー」に係る購入金額とする。

当該購入金額には、当該機器の本体ならびに、本仕様書において定める付属品および付帯設備（専用バスタブ、収納レール等）を含むものとする。

前項に掲げるものを除き、本仕様書に基づき導入または実施される機器、設備、工事およびこれらに付随する役務に係る金額は、補助対象外部分として取り扱い、補助金の算定および実績報告の対象には含めない。

なお、補助対象外部分については、補助対象部分と明確に区分した内訳として整理したうえで契約および支払いを行い、補助金の交付手続に影響を及ぼさないよう適切に管理するものとする。

9. 入札金額内訳書の提出および取扱い

入札者は、落札後、速やかに入札金額の内訳を示した内訳書を提出するものとする。

当該内訳書の作成にあたっては、少なくとも次に掲げる区分を明確に分けて記載すること。

- (1) リフト付きシャワーキャリー本体

【補助対象部分】

- (2) リフト付きシャワーキャリーの付属品および付帯設備（専用バスタブ、収納レール等）

【補助対象部分】

- (3) 機器の搬入、設置、据付、調整、動作確認および操作説明等に係る金額

【補助対象外部分】

- (4) その他、補助対象外に該当する金額

前項各号の区分ごとの金額配分については入札者の見積によるものとするが、補助対象部分および補助対象外部分が明確に判別できない内訳書については、発注者は説明の求め、修正または再提出を求めることができるものとする。ただし、内訳書の提出拒否または合理的理由のない修正拒否があった場合は、当該落札決定を取り消すことがある。また内訳書に記載された各区分の小計の合計額は、入札書に記載された入札金額（総額）と一致しなければならない。

なお、当該内訳書は、補助金の実績報告および契約事務における確認資料として使用するものであり、内訳書の提出をもって入札金額または契約金額の変更を認めるものではない。

10. 操作説明および引渡し条件

- (1) 受注者は、機器設置完了後、当該機器を使用する職員に対し、安全な使用方法および操作手順について十分な説明および指導を行うこと。
- (2) 説明および指導は、日常の入浴介助業務に即した内容とし、特別な技能習得や長期間

入浴機器購入仕様書

の研修を要しない形で行うこと。

- (3) すべての機器について、動作確認および検収を完了した後、発注者に引渡すものとする。

※ 本仕様書において「引渡し」とは、機器の納入、設置、動作確認および検収が完了した状態を指すものとし、本事業の完了は、当該引渡し後に行われる請求および支払いの完了をもって成立するものとする。

11. 納入期限および完了条件

- (1) 本仕様書に基づく機器の納入、設置、動作確認、検収、請求および支払いの完了は、補助事業の実績報告に対応するため、令和7年度内に完了することを要する。
- (2) 半導体不足その他やむを得ない事情により、機器の納入または工程に影響が生じるおそれがある場合は、受注者は速やかに発注者へ報告するものとする。
- (3) 前項の場合における対応については、発注者および受注者が協議のうえ、補助事業の交付要件および関係法令を踏まえ、必要に応じて関係機関と調整を行ったうえで決定するものとする。

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項、または仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者および受注者が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。
- (2) 前項の協議にあたっては、本事業が補助事業であることを踏まえ、補助金の交付要件および関係法令を遵守するものとする。

以上